

## 富山家庭裁判所委員会（第25回）議事概要

### 1 開催日時

平成27年7月2日（木）午後2時から午後4時まで

### 2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### 【委員】（五十音順，敬称略）

老田康子，大浦靖子，小竹清正，中島眞由美，永野圧彦，中村昌史，樋口眞貴子

#### 【説明者】

吉村首席家裁調査官，桑村次席家裁調査官，新原首席書記官

#### 【事務担当者】

横井事務局長，長江総務課長，酒井総務課課長補佐，茂住庶務係長

### 4 進行次第

- (1) 新委員の紹介
  - (2) 委員長の互選
  - (3) 委員長挨拶
  - (4) 委員長代理の指名
  - (5) 前回の委員会での提言に対する取組状況について報告
  - (6) 議事「少年事件における教育的措置の充実に向けた取組について」
    - ア ビデオ視聴「少年審判～少年の健全な育成のために～」
    - イ 概要説明
    - ウ 施設見学（少年審判廷，面接室）
    - エ 意見交換
- 別紙のとおり

5 次回のテーマ

成年後見制度について

6 次回の開催期日

平成27年12月3日（木）午後2時

(別紙)

## 意見交換

(○委員, ●裁判所)

- 当庁で行われている教育的措置をより良くするための御意見やアイデアを伺いたい。
- 平成25年の全国の終局処分別人員の割合によれば、全体の3分の2近くが不処分や審判不開始で終局している。再犯率も高いと聞くと、処分が甘すぎるのではないかと感じる。少年の中には、不処分や審判不開始を無罪放免的なイメージで捉えている者も多いのではないかと。
- 不処分や審判不開始という語感からすると、家庭裁判所が何もしていないかのような誤解を与えてしまいがちであるが、不処分や審判不開始となる場合でも、裁判官や家庭裁判所調査官による訓戒や指導といった教育的な働きかけを行い、少年及び保護者がそれをどのように受け止めたかを見極めた上で判断している。
- 少年に対する教育的措置の話があったが、どのようなことをしているのか。
- 当庁で行われている教育的措置の一例としては、万引き事案の場合、少年を保護者とともに家庭裁判所が実施する「万引き被害を考える教室」の講習に参加させ、書店やコンビニの経営者等、実際に万引き被害を受けた経験のある方から、被害者の生の声を少年らに聴かせ、被害の実情等を具体的に考えさせている。また、受講後には少年に感想文を書かせており、裁判官は、その結果を踏まえて、保護処分をする必要までないと判断した場合に不処分の決定をしている。
- 少年の中には、少年であれば、事件を起こしてもこの程度の処分ですむのかと軽く考え、それが再犯につながっているケースもあるのではないかと。
- 審判不開始や不処分となる事件については、再犯防止の観点から教育的措置が重要であると考えている。少年が犯罪を繰り返さないように、決定をする際には、自己の非行について内省を促すほか、犯した罪の法定刑を説明し、成人が同様のことをすればどうなるかを教えている。

- 新たに導入した方が良い教育的措置についての御意見やアイデアを伺いたい。
- 富山家裁の教育的措置のプログラムは十分充実していると思う。再犯を防ぐには、社会的ネットワークを強化し、不処分後の教育的措置の効果の持続性が担保されるようにすべきではないか。
- ネットワークの一つとして、子どもや子育て世帯への支援を専門に担当する主任児童委員との連携が考えられる。そのほか、市町村の教育機関や関係各機関を少年の保護者に紹介するなどして、保護者と相談支援者とをつなぐことが、教育的措置の効果を持続させるためには効果的ではないかと思う。
- 少年が社会に戻ってきたときに、周りの大人が関わってあげることが大切である。子育てがうまくいっていない家庭の場合、保護者もいろいろな問題を抱えていると思われる。親だけに子育てを任せるとするのは難しいと思うので、社会の大人が手を差し伸べ、子どもたちの話を聞いてやり、見守っていく、そういった姿勢が必要ではないかと感じる。
- 少年に社会の一員としての自覚を持たせる方策、工夫について、御自身の取組も踏まえて、御意見を伺いたい。
- 私が園長を務める保育園では、富山県内で行われている中学2年生の職場体験活動（14歳の挑戦）を受け入れている。学校では少し問題のある生徒も、幼い子どもたちと一緒に遊ぶ顔は全然違う。生徒たちの様子を御覧になった先生方も、学校では見せない生徒の生き生きとした姿に驚かれるほどである。このような体験を通して、周囲の人と協調し、相手を思いやる心や感謝する心が養われると良いと思う。

このような社会体験の機会は、規範意識や社会性の向上にもつながるので、もっとあっても良いのではないかと感じる。
- 自分の日常から離れている体験をすることにより感じることもあると思うが、教育的措置の効果の持続性という面では、少年が何かあったときにふらっと立ち寄って、もう一度自分のことを再確認できるような敷居の低い施設での体験が必

要ではないかと考える。そういう意味では、高齢者、障害者、子どもなど、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスを受けられる「富山型デイサービス」という施設でのボランティア体験も選択肢としてよいのではないかと思う。同施設は、民家を改修した小規模な建物が多く、身近な住宅地の中にあって家庭的な雰囲気である。

- 当庁では、社会体験型の教育的措置をいくつか用意しており、その中に保育施設での保育体験もある。少年は、幼い子どもたちから無邪気に頼られる中で、愛情や思いやりの心を育み、責任感を持つようになる。対人援助の体験で得られるものは大きいと考えている。
- 教育的措置を行う際、保護者への働きかけも重要ではないか。
- 母子家庭、父子家庭、病気など、問題を抱える家庭は様々である。家庭裁判所調査官は、保護者から家庭状況等を聞く中で、子育てに十分関わることのできない問題点を明らかにし、保護者に対し、少年への指導について助言を行ったりしている。また、事案によっては、学校や児童相談所等と連携を取って、福祉の観点からも少年や保護者に働きかけを行っている。
- 指導が入りにくい保護者への働きかけには苦慮することが多いが、各委員の御経験から御意見を伺いたい。
- 少年の保護者に何らかの問題があると、保護者の指導を期待できない場合がある。このような場合には、事案に応じた専門機関との連携が重要であると考えます。
- 外国人の中には日常会話程度はできるが、日本語の読み書きができない方、日本語を理解する力が不十分な方も多い。裁判官や家庭裁判所調査官は、外国人の非行少年に対して訓戒や指導などの教育的な働きかけを行うに当たっては、日本人の少年と異なる配慮が必要ではないか。
- 当庁では、外国人の少年を対象とした特別な教育的措置プログラムは用意していない。日本語を理解する力が不十分な外国人の少年の場合には、裁判所で通訳人を選任し、少年や保護者と通訳人を介して、意思疎通を図りながら手続を行っ

ている。教育的指導の効果が上がり、外国人の少年の内省が深まるよう、事案に応じた必要な配慮を検討していきたいと考えている。